住友生命保険相互会社

「平成 30 年大阪北部を中心とする地震」および「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された方への特別お取扱いについて

この度の災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、この度の災害により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者さまからお申し出をいただいた際には、次のような特別のお取扱いをいたします。

１．保険料のお払込みについて

お申し出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長６ヵ月間延長いたします。

２．保険金・給付金、契約者貸付金等のお支払いについて

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

３．損害保険契約について

損害保険契約につきまして、三井住友海上火災保険株式会社の定める取扱いにて対応いたします。「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」は、一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置があります。

【生命保険に関するお問い合わせ】

スミセイコールセンター（フリーダイヤル）　受付時間：月～金曜日　午前９時～午後６時
土曜日　午前９時～午後５時
（日・祝日を除く）

０１２０－３０７５０６

【損害保険に関するお問い合わせ】

三井住友海上火災保険株式会社

・お客さまデスク［特別措置の適用について］（フリーダイヤル）

０１２０－６３２－２７７

受付時間　月～金曜日　午前９時～午後８時

土日祝　午前９時～午後５時（12/31～1/3 を除く）

・事故受付センター（フリーダイヤル）（２４時間３６５日受付）

（住宅・店舗など自動車保険以外）　０１２０－２５８－１８９

（自動車保険）　０１２０－２５８－３６５